

けいはんな学研都市第5期ステージプラン推進会議 設置要綱

(名称)

第1条 この会議の名称は、「けいはんな学研都市第5期ステージプラン推進会議」（以下「会議」という。）とする。

(目的)

第2条 会議は、令和8年3月に策定された「けいはんな学研都市第5期ステージプラン～ポスト万博シティけいはんな～」(以下「第5期プラン」という。)に基づく取組の進捗と課題、本都市の現状及び社会動向等について認識を共有するとともに、取組の評価、取組方針等について審議し、決定し、第5期プランを推進することを目的とする。

(会議委員)

第3条 会議の委員は、学識経験者及び別表に掲げる機関等をもって構成する。

- 2 会議の会長は、公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構の理事長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 学識委員は会長が選任する。
- 5 会長は、会長が選任した者を顧問として会議に置くことができる。
- 6 この要綱が施行された最初の委員の職位等は別表のとおりとし、原則として以降の委員及び顧問の職位等はこれを基準とする。

(組織)

第4条 会議に、総会及び推進コア会議を置く。

- 2 前項に定めるほか、必要に応じ専門部会等を置くことができる。

(総会)

第5条 総会は、会議の活動方針及び第5期プランの推進に向け、進捗の把握、取組の評価、取組方針等の重要事項について審議し、決定する。

- 2 総会は、会長が招集し、第3条に規定する委員をもって構成する。
- 3 総会に、顧問を置くことができる。

(推進コア会議)

第6条 推進コア会議は、会議の運営に関する事項について検討するとともに、第5期プランの推進に向け必要な事項の調査及び検討を行い、総会に付議する原案を作成する。

- 2 推進コア会議は、別記に掲げる機関の部門をもって構成し、構成員は各部門から選任する。
- 3 推進コア会議の事務は公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構が処理する。
- 4 事務局の長は、公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構常務理事をもって充てる。
- 5 推進コア会議は、第5期プランの推進に向け必要な事項について調査するため、専門家等の出席を求め、又はその意見を聞くことができる。

(専門部会等)

第7条 専門部会等の設置は総会において決定する。

- 2 専門部会等の部会長は、当該専門部会等において選任する。
- 3 専門部会等の運営に必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第8条 会議の事務は、公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構が処理する。

- 2 事務局の長は、公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構常務理事をもって充てる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

令和8年9月2日から施行する。

第3条 (会議委員) 関係

<別表>

顧問	会長が選任した者	
委員 <学識>	会長が選任する	
	機 関 等	職 位 (この要綱が設置された最初)
委員 <国>	内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局	参事官 (イノベーション推進担当)
	総務省 国際戦略局	技術政策課長
	文部科学省 科学技術・学術政策局	科学技術・学術総括官
	農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部	新事業・国際グループ長
	経済産業省 経済産業政策局	地域経済産業政策課長
	環境省 大臣官房 地域政策課	地域政策課長
	国土交通省 都市局	大臣官房審議官 (都市局担当)
	総務省 近畿総合通信局	局長
	経済産業省 近畿経済産業局	局長
	国土交通省 近畿運輸局	局長
	国土交通省 近畿地方整備局	局長
委員 <立地機関>	株式会社 国際電気通信基礎技術研究所	代表取締役社長
	公益財団法人 国際高等研究所	理事長
	公益財団法人 地球環境産業技術研究機構	専務理事
	国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 関西光量子科学研究所	所長
	国立研究開発法人 情報通信研究機構 ユニバーサルコミュニケーション研究所	所長
	国立研究開発法人 理化学研究所	安全・地区統括本部 本部長
	国立国会図書館 関西館	関西館長
	国立大学法人 奈良先端科学技術大学院大学	学長
	学校法人同志社 同志社大学	学長
	学校法人同志社 同志社女子大学	学長
	学校法人 大阪電気通信大学	学長
	国立大学法人 京都大学大学院 農学研究科・農学部	農学研究科長・農学部長
	国立大学法人 大阪大学	理事・副学長
	京都府公立大学法人 京都府立大学	学長
	公立大学法人大阪 大阪公立大学	理事・副学長
	国立大学法人 奈良国立大学機構	理事長
	国立大学法人 奈良国立大学機構 奈良教育大学	学長
	国立大学法人 奈良国立大学機構 奈良女子大学	学長

委員 ＜立地機関＞	公立大学法人 奈良県立医科大学	理事長・学長
	公立大学法人 奈良県立大学	学長
	奈良学園大学	学長
	独立行政法人 国立文化財機構 奈良文化財研究所	所長
	けいはんな記念公園管理事務所	所長
	公益財団法人 京都産業 21	専務理事
	独立行政法人 中小企業基盤整備機構 近畿本部	本部長
	N T T コミュニケーション科学基礎研究所	所長
	大和ハウス工業株式会社 建築技術研究所 総合技術研究所	所長
	オムロン株式会社 ストラテジック R&D 本部	執行役員 ストラテジック R & D 本部長
	京セラ株式会社 けいはんなリサーチセンター長	センター長
	株式会社島津製作所 基盤技術研究所	執行役員 基盤技術研究所長
	サントリーグローバルイノベーションセンター株式会社	代表取締役社長
	ロート製薬株式会社 ロートリサーチビレッジ京都	ゼネラルマネージャー
	参天製薬株式会社 製品研究統括部	統括部長
	積水ハウス株式会社 総合住宅研究所	所長
	ニデック株式会社 生産技術研究所	所長
委員 ＜経済団体＞	公益社団法人 関西経済連合会	専務理事
	京都商工会議所	専務理事
	大阪商工会議所	専務理事
	奈良商工会議所	専務理事
委員 ＜民間企業＞	関西電力株式会社 ソリューション本部	副本部長
	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 阪奈支社	理事 近畿統括本部 阪奈支社長
	近鉄グループホールディングス株式会社 総合政策本部事業推進部	事業推進部長
	京阪電鉄不動産株式会社 事業推進部	取締役 事業推進部長
	関西文化学術研究都市センター株式会社	代表取締役社長
委員 ＜府県市町＞	京都府	副知事
	大阪府	副知事
	奈良県	副知事
	京田辺市	市長
	木津川市	市長
	精華町	町長
	枚方市	市長
	四條畷市	市長
	交野市	市長
	奈良市	市長
	生駒市	市長
委員 ＜開発事業者＞	独立行政法人 都市再生機構 西日本支社	理事 西日本支社長

委員 ＜中核機関＞	公益財団法人 国際高等研究所	専務理事
	株式会社けいはんな	代表取締役社長
	公益財団法人 関西文化学術研究都市推進機構	常務理事
委員 ＜連携機関＞	ならやま研究パーク協議会	会長 (大和ハウス工業株式会社 総合技術研究所 研究統括室長)
	関西文化学術研究都市 高山地区 立地施設等連絡協議会	奈良先端科学技術大学院大学支援財団 専務理事
	津田サイエンスヒルズ まちづくり協議会	会長 (植田工業株式会社 会長)
	けいはんな学研都市 精華地区 まちづくり協議会	会長 (ケーピーエス工業株式会社 社長)
	関西文化学術研究都市 精華・西木津地区研究機関協議会長	会長
	木津川市立地企業等懇談会	幹事 (ACS 株式会社 執行役員 ソリューション本部長) 幹事 (抱月工業株式会社京都工場 HOGETSU LAB. リーダー)

(備考)

けいはんな学研都市第5期ステージプラン推進会議 設置要綱

第3条 会議の委員は、学識経験者及び別表に掲げる機関等をもって構成する。

2 会議の会長は、公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構の理事長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 学識委員は会長が選任する。

5 会長は、会長が選任した者を顧問として会議に置くことができる。

6 この要綱が施行された最初の委員の職位等は別表のとおりとし、原則として以降の委員及び顧問の職位等はこれを基準とする。

＜別記＞

国土交通省 都市局 まちづくり推進課

公益社団法人 関西経済連合会 産業部

京都府 商工労働観光部 文化学術研究都市推進課

大阪府 政策企画部 企画室 連携課

奈良県 県土マネジメント部 まちづくり推進局 都市政策課

公益財団法人 国際高等研究所

株式会社けいはんな

公益財団法人 関西文化学術研究都市推進機構

(備考)

けいはんな学研都市第5期ステージプラン推進会議 設置要綱

(推進コア会議)

第6条

2 推進コア会議は、別記に掲げる機関の部門をもって構成し、構成員は各部門から選任する。